

2017年9月13日

消費者庁消費者制度課 御中

公益社団法人消費者関連専門家会議



消費者契約法の見直しに関する意見

I. 総論

【対象】全体にわたる意見

【内容・理由】

1. 消費者契約法改正に関しては、法における本来の目的を踏まえ、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差是正に寄与する方向に向けた適切な見直しが必要である。
2. 消費者及び消費者関連団体等に加え、事業者団体に対するヒアリングが実施されており、事業活動への影響について消費者・事業者から幅広く意見を聞いた上で「消費者契約法専門調査会報告書」（平成29年報告書）が取りまとめられたことは評価したい。
3. 消費者契約法は消費者と事業者の間のすべての取引に適用される法律であり、消費者被害への適時適切な対応が必要であると同時に、事業者においても円滑な事業活動が確保されることが必要である。

II. 各論

【対象】法第3条第1項関係（1）

「また、条項の解釈について疑義が生ずることのないよう配慮するよう努めなければならない旨を明らかとすること」に対する意見

【内容・理由】

消費者契約法第3条第1項は、「消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなければならない」と規定しており、事業者に対して当該契約の内容・条項の解釈についての疑義を解消するための努力義務が課せられているものと考ええる。

法が求めるのは、あくまで「必要な情報」の提供であり、新たに上記「配慮規定」が加わることにより、事業者から消費者に対して徒に大量の情報が提供され、消費者において混乱が生じる可能性があると考ええる。

なお、条項の解釈について疑義が生じた場合、「条項使用者不利の原則」により事業者への過重な負担が生じないように十分な配慮をお願いしたい。

【対象】法第3条第1項関係（2）

「当該消費者契約の目的となるものの性質に応じ、当該消費者契約の目的となるものについての知識及び経験についても考慮した上で」に対する意見

【内容・理由】

本件規定案の追加により、消費者の「知識及び経験」を把握することを求めていると解釈することも可能である。また考慮すべき要因として「知識及び経験」の把握に加えて「年齢」も含まれるとする意見もあるが、「年齢」に関する情報は個人の機微な情報にも及びかねず、なお慎重な審議が尽くされるべきである。

知識及び経験の配慮義務を規定する場合であっても、いわゆる適合性の原則を定めた金融商品取引法第40条のように、個別具体的な取引に関する法令において規定すべきであると考えている。

【対象】法第4条第2項関係

「事業者の主観的要件に『重大な過失』を追加すること」に対する意見

【内容・理由】

消費生活相談の現場においても、「故意」が要件であるため認定判断が困難であるという声があり、主観的要件は不要であるとする意見もある。また裁判例では「故意」の要件を柔軟に認定している事例も集積されており、主観的要件を残しつつ「故意」に「重大な過失」を加えることでの問題点はないものと考えており、賛成したい。

【対象】法第4条第3項関係

(1)(2)(3)(4)の各下線部に対する意見

【内容・理由】

(1)は「靈感商法」「セミナー商法」等、(2)は「デート商法」等合理的に判断することができない事情における困惑類型、(3)(4)は心理的負担を抱かせる言動等による困惑類型であり、(1)～(4)のいずれもが悪質事業者による特殊悪徳商法に関する被害防止規定であると考えている。

その要件には上記(1)(4)「正当な理由が無いのに強調して告げる」、上記(2)「勧誘を行わせる者との間に緊密な関係を新たに築き」といった事業者の行為が消費者の内心の事情である「嫌われたくない」「気が引けて」といった個々の消費者の性格等に負う要素により、それらの取引が困惑類型として取消しができることにある。

懸念される点は、悪質事業者への規制を超えて健全な事業者による取引においても拡大解釈されることである。消費者の個々人の性格によって取引の有効性が左右され、事業者の予測可能性が担保できないことが危惧されるため、規定の新設に際しては慎重を期されるようお願いしたい。

なお(1)～(4)のような悪徳商法の排除は消費者契約法で規律するのではなく、特定商取引に関する法律等既存の法律による対応の可能性についても更に検証し審議を深めていただきたい。

【対象】 不当情報の類型の追加関係

(1) (解除権付与条項を無効とする規定の追加)、(2) (決定権限付与条項) に対する意見

【内容・理由】

(1) 解除権付与条項の条件として「後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたことのみを理由として事業者に解除権を付与する」場合は無効である旨を限定明記しているため、本規定における懸念は払拭されていると考える。

(2) の決定権限付与条項については、列挙されている(ア)(ウ)「事業者の債務不履行」、(イ)「事業者の不法行為」に限定しての決定権限付与条項であるため問題はないものとする。

ただし、列挙されている上記以外の解除権付与条項、決定権付与条項について、不当条項の類型を広げ、無効条項を拡大する場合には慎重な審議をお願いしたい。

以上

団体名	公益社団法人 消費者関連専門家会議 (ACAP)
住所	〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-14-12 玉屋ビル 5階
電話番号	03-3353-4999
FAX 番号	03-3353-5049
電子メールアドレス	acap@acap.jp